

社団法人全国警備業協会役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人全国警備業協会の常勤の役員（以下「役員」という。）の給与について定めることを目的とする。

(通則)

第2条 役員の給与については、この規程に定めるもののほか、一般職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号 以下「給与法」という。）及びこれに基づく法令等を準用する。

(給与の支払)

第3条 この規程に基づく給与は、現金で支払わなければならない。

(給与の種類)

第4条 役員の給与は、俸給とする。

(俸給)

第5条 俸給の月額は、給与法別表第九指定職俸給表を準用し、予算の範囲内で会長が定める。

(給与の支給)

第6条 役員の給与の支給定日は、毎月25日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

(1) 25日が日曜日又は休日に当たるときは、23日

(2) 25日が土曜日に当たるときは、24日(その日が休日に当たるときは、23日)

第7条 役員から書面で申し出があった場合は、給与の一部又は全部を役員の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(退職金の支給決定)

第8条 常勤の役員の退職手当の額及び支給方法については、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の規定に準じて、会長が定める。

(実施細目)

第9条 この規程の実施について必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年12月17日から施行する。